

三鷹市立学校体育施設（小学校校庭を除く） 使用ガイドライン

令和2年9月25日施行

令和2年11月25日改正

令和3年10月25日改正

令和4年10月6日改正

三鷹市立学校体育施設の使用に際しては、当分の間、次に定める新型コロナウイルス感染症対策のガイドラインをお守りくださいますようお願いいたします。

なお、小学校校庭につきましては、別に定める「三鷹市立小学校校庭 使用ガイドライン」をご確認ください。

□ 使用人数制限（人数には、指導者や応援者等も含みます。）

制限なし（令和3年10月25日以降）

※人数制限はありませんが、3密を避けてご使用いただくよう、十分にご注意ください。

□ 使用者間の身体的距離の確保

使用者間の身体的距離（2メートル以上）を確保するよう周知徹底してください。

□ 自宅での体温計測の実施

(1) 使用者は、使用日当日の体温を自宅で計測してください。

(2) 37.5℃以上の熱のある方は、ご使用いただけません。また、熱がなくても体調に少しでも不安のある方は、使用しないよう周知徹底してください。

□ マスクの用意

スポーツをしていないときは、マスクを着用してください。

ただし、熱中症予防、その他の事情等でマスクを着用しない場合は、会話を控え、他の人との距離を十分確保してください。

特に、来校時及び帰宅時などは、他団体の使用者や学校関係者と接近する場合がありますので、マスクの着用にご協力をお願いします。

□ 手洗い・手指消毒の励行

施設の使用前後、共用用具の使用前後、水分補給の前など、こまめに手洗いを行うよう周知徹底してください。また、必要に応じ、使用者にて手指用消毒剤をご用意ください。

※手洗いを丁寧に行うことで、アルコール消毒液等を使用しなくても、十分にウイルスを除去することができます（厚生労働省、経済産業省ホームページより）。

□ 清掃・消毒の実施

(1) 使用受付時に消毒セットを貸し出します。

アルコール消毒液の場合：希釈せず、そのままご使用ください。

ハイターの場合：「次亜塩素酸ナトリウム液の生成方法」を参照して、次亜塩素酸ナトリウム液を生成し、使用してください。

(2) 使用終了時間の15分前には使用を終了し、「清掃・消毒チェックリスト」を確認しながら、清掃・消毒を実施してください。

- (3) 体育館等の屋内施設のフローリング床は、モップで丁寧に乾拭きを行ってください（水拭きは床板の劣化につながるためお控えください）。
- (4) 清掃・消毒時に発生したごみは、必ず持ち帰って処分してください。

□ 飲食の禁止

- (1) 施設での飲食（水分補給を除く。）は、できませんので、周知徹底してください。ただし、水分補給は十分に行ってください。
- (2) 発生したごみ（ペットボトルなど）は、必ず持ち帰ってください。

□ 大きな声での会話・応援の自粛

- (1) 大きな声での会話、応援等は控えてください。また、スポーツをしていないときに会話をする際は、マスクを着用し、飛沫感染を防止してください。
- (2) 施設使用前後のミーティング等においても、3つの密を避けるとともに、マスクを着用するなど感染対策を十分に行ってください。

□ 換気の実施

屋内施設（体育館及び多目的室）を使用する際は、こまめな換気を実施してください。換気設備がある施設の場合には、常に稼働させて機械換気を行ってください。

また、換気設備の有無に関わらず、次の方法により十分な換気を行ってください。

- ・気候上可能な場合は、常時、2方向の窓を同時に開けてください。
- ・天候上困難な場合は、30分に1回以上（1回当たり数分程度、窓を全開にする）、2方向の窓を同時に開けてください。

□ 体調不良者の連絡

使用終了後、体調不良者が出た場合は、必要な対応を行うとともに、三鷹市スポーツと文化部スポーツ推進課（0422-45-1151 内線 2931～2934）への連絡をお願いします。

□ その他の感染拡大防止への協力

基本的に使用施設以外の学校施設への立ち入りはご遠慮ください。

そのほか、施設の掲示物や施設管理者の指示に従うとともに、感染拡大防止の取組にご協力くださいますようお願いいたします。

※このガイドラインをお守りいただけない場合は、ご使用をお断りすることがあります。

※このガイドラインは、今後の社会状況に応じて、随時内容を変更させていただきます。

※このガイドラインのほか、中央競技団体等が作成している、各競技の特性の応じた各競技別のガイドラインもご確認いただきますようお願いいたします。